

地域の会前回定例会以降の動き

令和7年7月2日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

(1) 6月6日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の年間状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 2024年度運転保守状況（故障・トラブル等）の内容を確認しました。
- 衛星電話設備の故障による運転上の制限からの逸脱について、説明を受けるとともに現場確認を行いました。

(2) 6月10日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 6号機燃料装荷について説明を受けるとともに、現場確認を行いました。
- 1号機非常用ディーゼル発電機(A)潤滑油加熱器の絶縁不良について説明を受けました。
- 7号機使用済燃料プール監視カメラの監視不能について説明を受けるとともに、現場確認を行いました。

2 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題に関する公聴会

県民の皆様から、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する多様な意見を聞くため、6月29日に第1回公聴会を開催しました（公述人16名（一般公募8名＋団体推薦8名））。

※ 当日の会場の模様は、新潟県公式YouTubeでご覧になれます。

（URL：<https://www.youtube.com/@NiigataPref/streams>）

<今後の開催予定>

	日 時	公述人が参加する場所	公述人
第2回	7月27日(日) 午後	自宅等又は長岡市内の会場	7月中に選定予定 (一般公募の申込終了)
第3回	8月3日(日) 午後	自宅等又は上越市内の会場	
第4回	8月24日(日) 午後	自宅等又は新潟市内の会場	
第5回	8月31日(日) 午後	自宅等又は新発田市内の会場	

「地域の会」委員質問への回答

〈本間委員〉

新潟県

に対する ○質問 ・ 意見（いずれか○）

Q1 根本的な問題。 国も採用しているはずの IAEA 深層防護の考え方によれば、第 4 層までの原子炉の安全対策が有効に機能せず、周辺への放射能汚染がある場合の対策として、第 5 層に避難計画が位置づけられている。 したがって、原発で事故が起きた場合にどのような避難するのかをきちんと決める避難計画でなければならない。

従って、県が避難における被爆量をシミュレーションするのであれば、最悪の状態における状況をシミュレーションすべきである。

国は、新規制基準の審査などをクリアしているから、福島級の汚染は想定しないでいいというような詭弁を弄しているが、上記、深層防護の考え方の基本に立てば、その様な言い逃れをすべきではないはずである。

今回のシミュレーションでは、福島原発事故の際のセシウム放出量の約 1 万分の一の量が放出されるっ

と想定している。
柏崎刈羽原発の事故の際は、放射性物質の放出が福島事故よりはるかに少ないとする理論的根拠を示して欲しい。

（新規制基準の審査をクリアしているからなどと言う理由でなく）

Q2 概要に、著しい炉心損傷の発生後、重大事故と対策が機能することにより原子炉格納容器は破損しないが、格納容器からの漏洩もしくはフィルターベント使用により放射性物質が放出されるケースを想定する。 とされているが、何故、以下のようなより悪いケースを想定しないのか、具体的な根拠を示して頂きたい。

著しい炉心損傷の発生後、重大事故と対策が機能せず、原子炉格納容器が破損して、放射性物質が放出されるケース。

フィルターベントがきちんと作動しないで放射性物質が放出されるケース

今回の検討では全く触れられていないが、福島事故で最も心配されたケース。 すなわち、福島事故では全くの偶然で最悪の事態に至らなかった 4 号機の使用済み燃料プールの崩壊、または干上がりのようなケース。

Q3 全てのケースでフィルターベントが作動すべき時には想定通り機能するという前提で考えられているが、地上式フィルターベント装置については、泉田知事の時代に、装置の損傷の可能性が指摘され（地盤のずれによる）、知事との話し合いで、地下式フィルターベントが建設されることになったことは良く知られている。

本シミュレーションで記載されているフィルターベントが地震時などにも比較的健全と想定されている地下式フィルターベントを指すのであれば、以下の点が疑問である。

今回のシミュレーションは花角知事が再稼働を判断する重要な材料とされていると考えているが、地下

式フィルターベントはまだ建設されていないと東京電力も答えている。であれば、存在しない安全装置を前提に、被曝量は少ないから再稼働の判断にするという事はある得ないのではないか？

そうしたシミュレーションであるが、フィルターベントが作動したとしても、住民に大量の被曝を強いる事が分かった訳で、実効性のある避難計画というものが作成不可能であることが、改めて明らかになったのではないかと？

また、フィルターベントが働かないまたは、機能せず放出が行われるという場合の検討を追加する予定はあるか。

Q4 今回のシミュレーションは、前提の想定が非常に緩やかで、この結果が現実を反映するとも思えない。それでも、一部のシミュレーションで、状況により IAEA の基準を超える被曝が起きるという結果であった。

この IAEA の基準というのは、報告にも書かれているように、事故時 1 週間で 100mSv という高値である。これは、ICRP が職業人（原発労働者）の線量限度としている年間 50mSv の 2 年分に相当する。また、この値は毎時 595 μ Sv (0.5mSv) となり、柏崎での通常の放射線量の実に 10000 倍の線量である。

一般住民が、3-4 日で、原発で働けなくなるほどの線量を被曝させられるという量である。

このような線量以下であれば、住民は被曝しても焦ることはなく、ケースによっては「基準に達する被曝を避けることができると見込まれる」と記載されているが、県民の安全を守るべき行政が、このような発想で考えている事に大きな怒りを感じ、慄然とせざるを得ない。

われわれは、このような大量被曝を前提とした避難計画を受け入れることは絶対にできない。

根本的に福島事故の 1 / 10000 程度の放射性物質の放出でこのような大量被曝することになるとすれば、国の屋内退避の方針そのものが破綻しているものであり、現在の避難計画は破綻してしまっていると結論付けていいのではないかと？

県に伺いたい。われわれ地域住民はなぜこのような高線量被曝を受容しなければならないのか？ その理由を、道義的、倫理的、県職員としての感情（このような被曝を県民に強いることに躊躇はないのか？ということ）の観点からきちんと説明して頂きたい。

Q5 原子力災害の避難計画においては PAZ においては、放射性物質の放出前に避難するというのが、これまでの基本的な考え方であった。我々の複合災害における早期避難御困難性の指摘や、昨年の能登半島地震で突きつけられた避難の困難さを前にして、国は 避難路が整備されない状態において、急いで避難することが生命の危険をもたらすものであるならば、屋内退避を優先すると方針を変更した。これに伴い、住民の一定の被曝は避けられないことになり、少量の被曝は問題ないというキャンペーンが行われている。住民は決して少量ではない被曝を強制されていると感じているが、そのことについてはここでは述べない。

さて、国は屋内退避においては被曝の低減を図るためコンクリート製の建築物の内部に避難することを推奨し、可能であれば放射線防護設備のある建物内への避難を勧めている。

しかし、柏崎市、刈羽村の PAZ 内にはこのような建築物はごくわずかで限られており、そのような国の方針が机上の空論であることは明らかである。

十分な屋内退避場所がない状態で、それがあつたことを前提とした避難計画は、ここでも破綻しているのではないかと。

今後一般住宅も含めて鉄筋コンクリート化したり、放射線防護施設を爆発的に増加させる計画はあるのか？

回 答

- 1 今回の被ばく線量シミュレーションは、避難計画に定めた避難や屋内退避等の防護措置の効果を確認し、県避難計画に対する理解向上を図ることを目的として行いました。実施にあたっては、原子力規制委員会の検討チームが行ったシミュレーションの条件を参考に、福島第一原発事故と同様に炉心損傷が起きる過酷事故を想定し、新規制基準の下、現実想定される事故進展に基づいて行いました。

また、原子力防災対策を考える上で原子力規制委員会が合理的であるとしている、セシウム 137 が 100 テラベクレル放出される事故（福島第一原発事故の約 100 分の 1 相当）でもシミュレーションを行いました。

これらの根拠としては、原子力規制委員会が、

- ① 重大事故等対策が導入されたことで、全面緊急事態に相当する事象が発生したとしても、それらが奏功して放射性物質の放出が少なく抑えられる可能性が相当程度考えられるようになった。つまり、重大事故等対策が奏功すると、現実の放射性物質の放出の規模は、原災指針が想定している大量に放出される場合より小さくなると考えられる。（原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書）
- ② 事前対策において備えておくことが合理的であると考えられる事故は、セシウム 137 の放出が 100 テラベクレルに相当するもの（ただし、希ガスは全量放出）とする。（原子力規制委員会「原子力災害事前対策において参照すべき線量のめやすについて」（平成 30 年 10 月 17 日））

としていることによるものです。

- 2 上記 1 のとおり、今回の被ばく線量シミュレーションは、原子力規制委員会の検討チームが行ったシミュレーションの条件を参考に、福島第一原発事故と同様に炉心損傷が起きる過酷事故を想定し、新規制基準の下、現実想定される事故進展に基づいて行いました。

シミュレーションに関しては、原子力規制委員会の山中委員長が、過度な放射線のリスクを考えた避難というのは、実効性のある防災計画であると言えない、と発言していることから、ご指摘のような事態を想定したシミュレーションを行うことは考えておりません。

- 3 今回、県が実施した被ばく線量シミュレーションは、原子力規制委員会の審査・検査を経て完成した地上式フィルタベント設備を想定して計算を行っています。

シミュレーションの結果、フィルタベントを使用して放射性物質を放出する場合、避難計画に基づく放出前の予防的な避難や屋内退避、安定ヨウ素剤服用などの措置を適切に実施することで、IAEA の判断基準に達する被ばくを避けることができることが示されました。

また、上記2にも記載したとおり、ご指摘のケースについて追加のシミュレーションを実施する予定はありません。

- 4 国の原子力災害対策指針及びこれに基づく県避難計画では、原子力災害発生時において全面緊急事態に至った際の防護措置として、発電所からの放射性物質放出前に、PAZでは予防的に避難等を行うとともに、UPZでは屋内退避を行うこととしています。基本的な考え方として、被ばく線量を合理的に達成できるかぎり低減化を図ることとしており、100mSvの被ばくを許容しているわけではありません。

なお、100mSvの被ばく線量とは、短期的に臓器等に障害を起こす重篤な確定的影響が生じることがなく、長期的にがんなどの発生確率が高まる確率的影響も、喫煙や飲酒といった他の要因と区別することが困難な被ばく線量とされています。

- 5 県避難計画では、原子力災害発生時において全面緊急事態に至った際の防護措置として、発電所からの放射性物質放出前に、PAZでは予防的に避難等を行うとともに、健康にリスクがあるなど移動が困難な者は、放射線防護対策施設に一時屋内退避することとしており、県では30km圏内において放射線防護対策施設の整備を進めているところです。

また、令和6年能登半島地震において、家屋の倒壊等により住民が避難や自宅に留まることが困難となるケースが発生したことなどを踏まえ、新たに、一般住民を含め自宅以外でも屋内退避が行えるよう、災害時に避難所となる学校の体育館等の放射線防護対策について、国とともに調査・検討を進めています。

令和7年7月2日
新潟県

「地域の会」委員質問への回答

〈星野委員〉

●前例会にて示された私の質問への回答に対して重ねて質問（再質問）します。文書での回答をお願いいたします。

東京電力に対する質問

回答 1 原子力規制委員会に申請した特重施設の「設置変更許可申請」（2014/12/15）において「本体施設としていた地下式フィルターベントを特重施設の格納容器破損防止対策施設としても共用することとした」とある。

質問 1 回答の【参考】にある 2013/12/24「柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号炉フィルターベント設備の計画概要」（改訂版）の 4 ページでは地下式フィルターベントの特徴を「■原子炉建屋と同じ指示岩盤に支持

■建屋間相対変位は、配管の弾性変形にて吸収」と記載し、原子炉建屋と密着した地下式フィルターベント設備の断面図を示した。この改訂版を新潟県に提出している。

上記回答 1 の「共用する」とすると、この改訂版で示した「原子炉建屋と密着した構造」では無くなると考えるが、この点について特重施設の設置変更許可申請の提出前に新潟県（更に柏崎市、刈羽村）に説明し、了解を取れているか。

質問 2 特重施設の「設置変更許可申請」（2014/12/15）の後に発行した 2015/5/27 付けの東電「フィルターベント設備について」（資料No2-3）の 2 ページ、8 ページでも上記の計画概要（改訂版）と全く同じく「原子炉建屋と密着した地下式フィルターベント設備」を図示している。これは、回答 1 の「共用することとしました」と時系列で矛盾するがどういう事か。

回答 2 回答 2 に関連して、私の口頭の再質問に対して、稲垣所長から「地下式フィルターベントは特重の中にある」と回答された。

質問 3 特重施設は原子炉建屋と距離を置く（離す）とされているが、原子炉と離れた特重施設内の地下式フィルターベント設備はどのような構造で原子炉等と接続するのか。

質問 4 泉田知事は原子炉等とフィルターベント設備を繋ぐ配管の破断を危惧して「基礎部の一体化（地下式フィルターベント設備）」を条件として柏崎刈羽原発の「規制基準適合審査」への申請を承認した。上記回答 1 の「共用する」はこの条件をも反故にしたと考えるがどうか。

回答 3 私の質問は特重施設その物の「設置変更許可申請」の事前了解の有無を聞いている。示された回答 3 はフィルターベントに論点を逸らして、私の質問に答えていない。

質問 5 特重施設は「安全協定」の「原子力発電施設及びこれに関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に了解を得る」という取り決めに当てはまる施設であるが、2014/12/15 の「特重の設置変更許可申請」に対する新潟県、柏崎市、刈羽村の事前了解は得られたのか。ちなみに東北電力女川原発 2 号機では 2023/12/1 に宮城県、女川町、石巻市から事前了解が出ている。中国電力島根原発 2 号機では、今年 2025/3/24 に島根県知事が事前了解を出した。

回答 4 私の質問は「設置時期」を聞いてはいない。

質問 6 7号機の再稼働の準備が進む中で、再稼働の要件である「特重」が出来上がっていない現状は施設設置の変更と言える。〃安全協定〃に従って「現実には無い事についての了解」が必要と思うがどうか。

上記の「東京電力に対する質問」を閲覧していただき、その質問に関連する部分を以下に新潟県に質問します。文書での回答をお願いいたします。

新潟県に対する質問

質問 1 先の県の**回答 3** の中段「当該施設は本体側での事前了解対象としていた」とあるが、ここに言う「当該施設」はフィルタベントの事か。

質問 2 東電に対する**質問 5** と関連して、東電の特重施設の設置変更許可申請（2014/12/15）に際して、新潟県は「特重施設の設置」を了解したのか。それを示す文書はあるか。

質問 3 新潟県は東電の「特重施設の設置」（2014/12/15）に関して安全協定の行使を怠ったのではないか。

以上

回 答

1 フィルタベントのことです。

2 県と東京電力等が締結している安全協定の運用を定めた「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について」において、事前了解の対象とするものは周辺地域住民の線量評価に係るものと定めており、フィルタベントを事前了解の対象施設としています。平成26年12月の特重設の設置変更許可申請書にはフィルタベントに関する記載がないこと、また、共用するとしている本体のフィルタベントに対しては既に事前了解の願いが出ていたことから、この申請において事前了解の対象となるものではありません。

3 上記回答2のとおり、安全協定に基づき対応しております。